

坂出市広告掲載要綱

平成20年6月24日

要綱第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する広報物および印刷物ならびに市が所有する資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産等への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上および地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第3条 広告媒体として広告掲載ができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の広報誌、印刷物、封筒
- (2) 市の公式ホームページ
- (3) 市の公有財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の規制)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- (5) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 他をひぼう、中傷または排斥するもの
- (7) 美観、風致を害するおそれのあるもの
- (8) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 次に掲げる者の広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) その他掲載することが適当でないと市長が認める者

3 前項に定めるものほか、広告掲載に必要な広告の基準については、別途定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人またはこれらに類するものの広告

(2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前2号に該当しないものの広告

(広告掲載の募集方法等)

第6条 広告掲載の募集方法、広告掲載の規格、期間、枠数、掲載位置、広告掲載料、掲載する広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課等(以下「所管課」という。)において定めるものとする。

(広告掲載の承諾等)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ市長の承諾等を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾等を行う際、広告掲載に係る広告の内容、デザイン、形状、材質等について指示し、または広告掲載に必要な条件を付すことができる。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告掲載の承諾を受けた申込者(以下「広告主」という。)が負うものとし、広告掲載後、広告主の責めに帰すべき理由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 広告主は、原状回復の定めのあるものは、広告の掲載期間終了後、速やかに原状回復を行わなければならない。

3 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、香川県屋外広告物条例(昭和40年香川県条例第18号)に規定する許可を受けなければならない。

4 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載に係る承諾等の取消し)

第9条 市長は、広告主が第7条第2項の規定による指示または条件に従わないとき、承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第4条の基準に抵触したときその他市長が特に必要があると認めたときは、広告掲載に係る承諾等を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第10条 広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(広告代理店等への業務委託等)

第11条 市長は、広告代理店等に、広告の募集もしくは広告の作成等を業務委託し、または広告枠を直接売り渡すことができる。

2 広告代理店等の選定および広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、所管課において別に定めるものとする。

(物品による受入れ)

第12条 市長は、申込者が作成する封筒その他広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについての広告内容等の基準は、この要綱およびこの要綱に基づく要領等の規定を準用する。

(審査機関)

第13条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、坂出市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は次の者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 政策課長
- (3) 秘書広報課長
- (4) 総務課長
- (5) 職員課長

(6) 人権課長

- 3 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 4 委員長は、総務部長をもって充て、会務を処理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、政策課長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審査会は、広告掲載の可否の審査および広告の掲載に関して疑義が生じた場合等、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、申込みのあった広告媒体の所管課の課長等を審査会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日要綱)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年1月31日要綱第10号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年1月22日要綱第1号)

この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

付 則（令和2年7月20日要綱第43号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。